

八王子市立第四学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- <国>いじめ防止対策推進法 (H25)
いじめ防止等のための基本的な方針 (H25)
- <都>東京都いじめ防止対策推進条例 (H26)
東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26)
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】 (R3)
- <市>いじめを許さないまち八王子条例 (H29)
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針 (R4改定)
八王子市教育委員会いじめの防止と発生した場合の対処Q&A (R4)

八王子市立第四学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなりえる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、外部の公的機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

○令和8年度の重点項目

- ・いじめは「しない させない 許さない」児童の育成
- ・いじめ（早期発見・防止）への組織的対応・保護者や地域、関係機関との連携

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・いじめ対策委員会の迅速な有効的機能の発揮
- ・いじめの把握、認知、解消までのプロセスの構築
- ・教育委員会との連携
- ・インターネットやSNSを通じたいじめへの対応
- ・ふれあい月間のアンケートの有効活用
- ・児童の個性を理解し、個々を認め合える学級経営

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週火曜日 15時からを基本としている
- 構成員 校長、副校長、全学級担任、専科教諭、養護教諭 SC、コーディネーター
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ・いじめの把握…教員からの「いじめの事実一覧」で報告、共有、「子ども見守りシート」の活用
- ・事実の有無の確認…いじめの有無の調査
- ・認知…いじめが疑われる事実を把握した際は、「学校いじめ対策委員会」においていじめであるか否かを判断
- ・対応…認知したいじめについて、具体的な対応の進め方について組織的に対応、認知したいじめについては保護者に必ず情報を提供し、学校としての対応を伝えて納得を得る
- ・解消判断…「学校いじめ対策委員会」で以下の2つの条件をもとに判断する。
① いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている。
② 被害者児童が心身の苦痛を感じていない。

いじめの防止等に関する教員研修（実施と予定）

- 4月 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 9月 「重大事態の理解と対応」
- 1月 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ・特別の教科 道徳は「主として人とのかかわりに関すること」を重点内容項目として取り上げて授業をする。
- ・情報モラル、SNS ルールについての授業をす

SOS の出し方に関する授業

- ・事例を通して話し合い、SOS を出すことの大切さを確かめ合う。また、悩んだ時は大人に頼ることは成長する段階で大事なこととする。
- ・「相談ができる大人がいる」アンケートの実施と相談できる大人がいない児童へのフォローをする。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・6月29日（月）の朝会で校長から「いのちの大切さ」について講話をする。その講話後に全学級で特別の教科道徳の授業を基本として「いのちの大切さを共に考える」行う。
- ・いじめを「しない させない 許さない」ために具体的にできることを児童に考えさせる。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・児童の頑張っている姿を見つけて、その場で称賛の声かけをする。また、他の学級の児童については、担任に情報を提供する。
- ・6年生では、Q-R アンケートの実施と活用を図る。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・学校ホームページ等で学校はいじめ防止等の取組を周知する。
- ・学校公開等で、地域に学校生活の様子を地域に公開する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。